

# 大阪市内における分煙環境の 更なる整備促進について



本レポートは、大阪市商店会総連盟の依頼により  
青山社中株式会社が作成しました。

# レポートの概要

## 現状

- コロナ禍の影響が色濃く残る2022年11月、大阪市商店会総連盟では、調査「大阪市内に必要な喫煙所数と設置不足が商店街におよぼす影響」（※1）を実施し、**大阪市内において必要な喫煙所数367箇所との試算結果を公表した。**
- その後3年でインバウンド需要の復活や、2025大阪・関西万博による観光客増により、商店街を取り巻く状況は変化しているが、**喫煙所設置対策は進んでいるとは言い難い。**
- コミュニティのインフラ機能を担う大阪市内の商店街は減少傾向が続いている。路上喫煙やポイ捨てなどにより環境が悪化し、**以前にも増して喫煙所増加を求める市民の声が高まる**中、対策を自主的に実施している商店街の負担は増加している。
- 大阪市が行っている市内全域の喫煙所数のカウント方法も必ずしも適切とは言えず**、喫煙所へのアクセスも悪い状況が指摘されている。
- 商店街から喫煙所整備の進む大規模店舗に購買客が流れている現状もあり、「商都・大阪」活性化のためには**イコールフッティングな環境整備が必要。**

## 手法

- 大阪市における商店街での路上喫煙状況や、その対策の現状を調査するとともに、駅の乗員客数、メッシュ（500m四方）の滞在人口、インバウンドによる観光地の人口増などを定数的に調査し、大阪市内の喫煙所設置必要数を算出するとともに、早期かつ着実に実現するための方策を提言する。
- 前回レポートの算定基準（2.5万人につき1箇所）に加えて、大阪市が実施した調査（※2）において「乗降客数1万人以上の駅周辺において喫煙所の設置が求められる」との報告をもとに、滞在人口1万人以上のメッシュ（500m四方）に1箇所設置、乗降客数1万人以上（Osakaメトロ以外は乗員客数5000人以上）の駅に1箇所設置。

## 試算結果と方策

**大阪市内において必要な喫煙所数は**837箇所**との試算**

**喫煙所の設置を早期かつ着実に進めていくための方策**

**【方策①】スペック（仕様）にこだわらない地域特性に応じた喫煙所の設置**

**【方策②】喫煙所の円滑な開設及び維持管理のための確実な資金支援の実施**

（※1）大阪市商店会総連盟「大阪市内に必要な喫煙場所数と設置不足がおよぼす影響についての調査（2022年11月）」

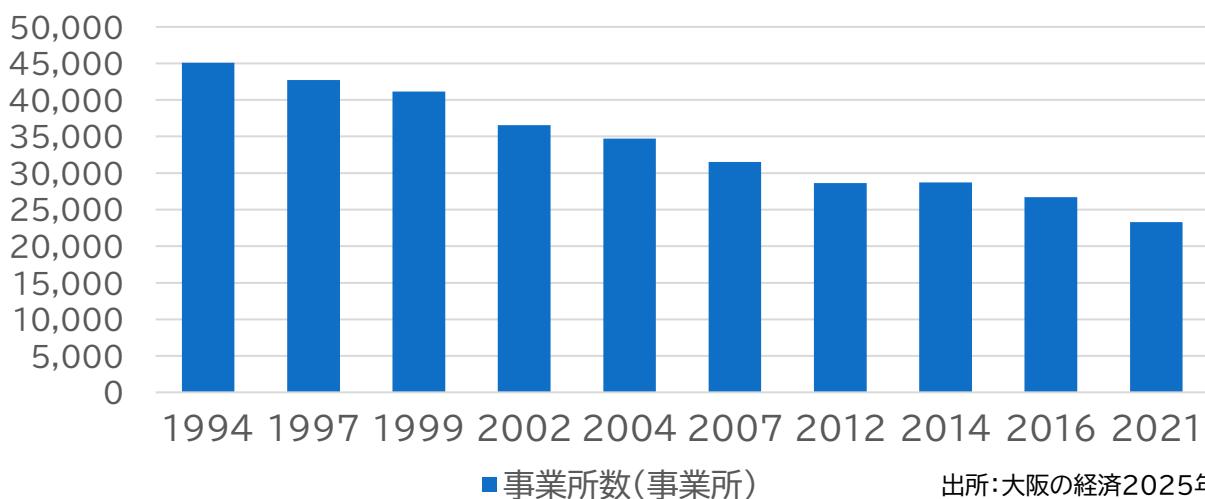
（※2）「路上喫煙対策の実効性の向上に向けた実態把握・検証」 <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000661507.html>

# 大阪市の商業・商店街の概況

## 大阪市内の商店街は引き続き減少傾向

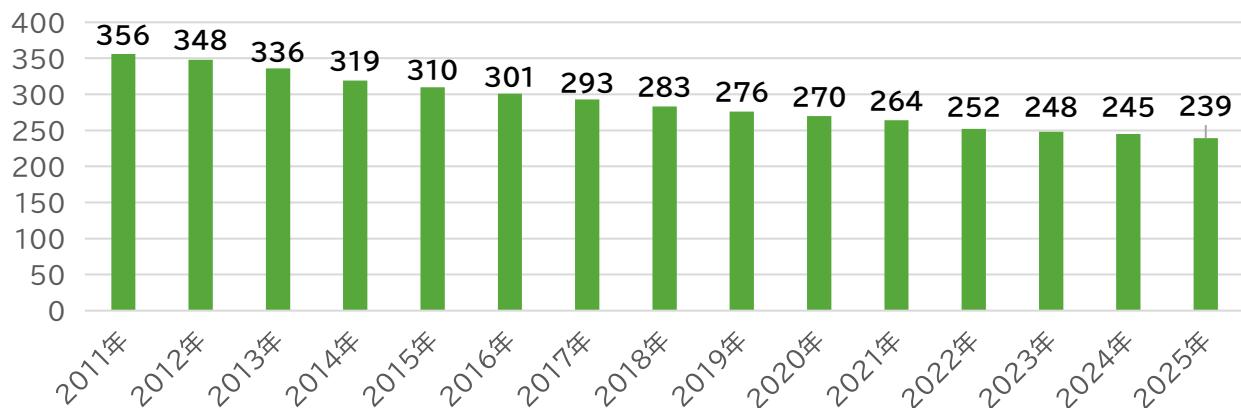
- 大阪市内の**小売事業者数は年々減少の一途**を辿っており、大阪市の商業を取り巻く環境は、厳しさを増している。
- 商店街数においても、**近年継続的に減少が続いている**。  
(下記グラフ「大阪市商店会総連盟加盟単組商店会数推移」参照)
- 大阪市内の商店街は、近年の大型量販店、コンビニエンスストア等の進出や、インターネット販売の普及も相まって、その利用者数は大幅に落ち込み、**商店街等の地域商業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況**が続いている。  
(※1)

大阪市の小売業事業所数



出所:大阪の経済2025年版

大阪市商店会総連盟 加盟単組商店会数推移



出所:大阪市商店会総連盟

# 条例改正後及び万博開幕後の商店街の取組

## 商店街はコミュニティのインフラ機能

- ・ 大阪市内の商店街は、単なる「買い物の場」を超えて、地域の人々が顔を合わせ、言葉を交わし、**日々の営みを共有する“公共の場”**として、地域コミュニティの形成と維持に大きく貢献してきた。
- ・ さらに、市内の商店街は「自助・共助・公助」という文脈で言えば、まさに「共助」の役割を担い、**行政に代わってまちのインフラ整備を自発的に遂行してきた存在**である。
- ・ 屋根付きアーケードの設置、ごみ箱・喫煙所・防犯カメラといった設備を、会員事業者の負担で整備・維持管理し、**“商店街=まちのインフラ提供機関”**として機能してきた。
- ・ このような設備は、商店街の会員だけではなく、地域住民、通行者、観光客といった**“コミュニティ全体”**に対して、**防犯性・回遊性・安心感**という形で正の波及効果をもたらし、いわば地域の公共インフラと位置付けられるものである。
- ・ しかし、今、重要な転換点に差しかかっている。商店街を構成する会員数・事業者数が減少傾向にあり、**組織を支えてきた自助・共助の仕組みが持続可能なレベルを逸しつつある**。例えば、最近の全国調査では、商店街の活動を制約する主因として「会員数が減少したため」とする回答が、55.4%に上っている。<sup>(※1)</sup>。

- ・ つまり、かつて行政に代わってインフラを担ってきた**“中小商店街=まちの守り手”**が、今やその役割を担い続けるための構造的基盤を失いつつあるといえる。
- ・ 大阪市は「インバウンド誘致」や「観光都市の再生」を掲げている一方で、観光客増加に伴うごみ対応やマナー啓発などのオーバーツーリズム対策が現場の商店街に重くのしかかっており、商店街の負担は増す一方である。



大阪市内の商店街は、アーケードの整備や歩きやすい歩行空間の維持を図っている。

# 条例改正後及び万博開幕後の商店街の取組

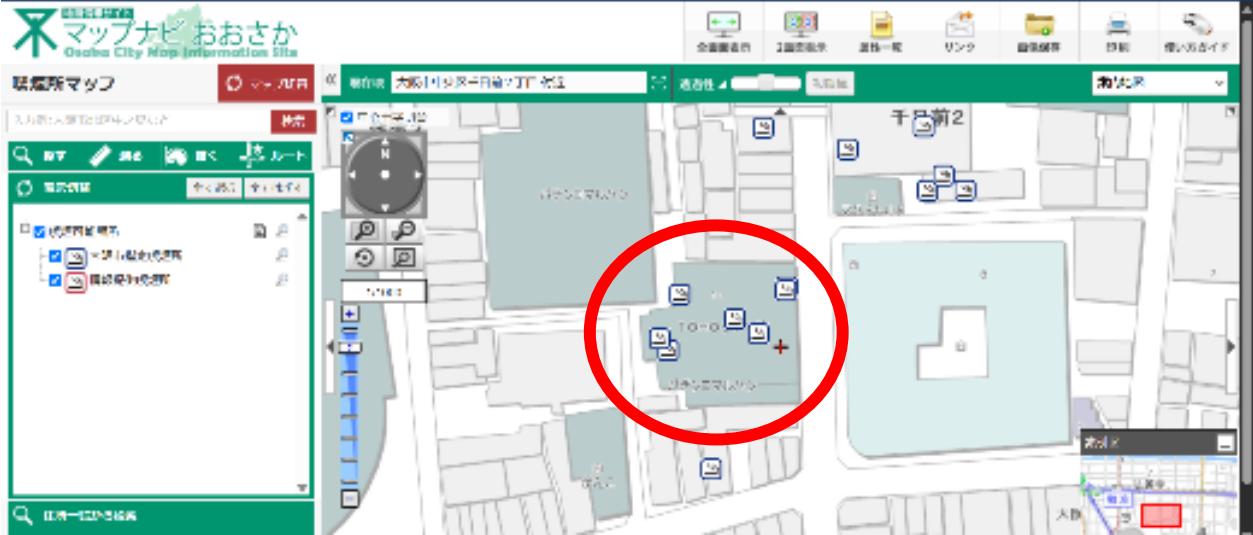
## 商店街の競争力と持続可能性を守る

- 2025年1月に改正された「**大阪市路上喫煙の防止に関する条例**」（以下、「路上喫煙防止条例」）<sup>(※1)</sup>は、前述した商店街が直面する環境維持対策の重い負担に更に拍車をかけることになった。
- 喫煙所整備が十分でないまま市内全域を路上喫煙禁止区域とし、違反者に過料を科すこととした結果、商店街から人々の足が遠のき、**喫煙所設備の整った大規模小売店への顧客流出が発生している**。
- これを食い止めるため、灰皿や喫煙所の追加設置に自費で対応せざるを得ず、**費用負担は一段と重くなっている**。
- こうした現状を踏まえ、行政は商店街に転嫁されたコストとリスクを公的責任として引き受け、共助基盤（＝会員数・事業者数・運営資源）の確保・再構築に向けた**恒常的かつ実効性のある支援を直ちに講じるべきである**。
- 商店街の機能低下は、商圈の縮小にとどまらず、地域の安心・安全・回遊・交流という公共インフラの弱体化に直結する。
- **商店街を地域の公共インフラとして明確に位置づけ**、必要な支援を行うことが、商店街の競争力と持続可能性を守るために不可欠な政策判断である。

# 喫煙環境の現状(大阪市の取組とその実態)

## 喫煙所のカウント方法が不十分

- 大阪市では、2025年1月の路上喫煙禁止条例の改正による市内全域での路上喫煙禁止に向けて、**市設置と民間事業者設置とをあわせて140箇所**の大阪市指定喫煙所を条例施行までに確保することを目標としていた。<sup>(※1)</sup>
- これに対し、2025年1月の改正条例施行時においては170箇所が設置されたほか、既存の公設喫煙所及び民間の既設喫煙所の無償での一般開放も含めると、2025年11月1日現在で、**400箇所の喫煙所**が設けられている。
- しかし、この400箇所の中には、パチンコ店やたばこが吸える飲食店など、通常、**当該店舗の利用を目的とする者しか利用しない喫煙所**が含まれている。
- それに加え、同一施設に複数箇所ある喫煙所を個別にカウントして公表されるなど、**実効性が必ずしも伴っていないと懸念される**ところである。



大阪市が公表している喫煙可能な場所に関するマップ

なんば駅周辺では、誰もが使える喫煙所として、パチンコ店が記載されている。また、そのパチンコ店では、1フロアごとに設置されている喫煙所がそれぞれ1箇所カウントされているため、1つの店舗で「7箇所」としてカウントされている状況。

出所：マイマップなび大阪「喫煙所マップ」

(※1) 第48回大阪市路上喫煙対策委員会 会議資料 3

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000010/10440/48haihushiryou4.pdf>

# 喫煙環境の現状(タバコを巡る課題やトラブル)

## 路上喫煙・ポイ捨てによる環境悪化

- ・ 大阪市内では、条例改正後も路上喫煙が各地で見られる状況にある。
- ・ 路上喫煙者は、人目に付きにくい場所だけでなく、**商店街の中心部でも喫煙しており、喫煙所の不足がこうした事態を招いているとも考えられる。**
- ・ タバコのポイ捨ても、条例改正後においても各地で散見されている。
- ・ 特定のエリアで多数の吸い殻が放置され、環境の悪化につながっている。
- ・ 一方、密接して喫煙所が整備されているエリアでは良好な環境が確認できた。



喫煙所が整備されていないエリア(赤枠)において、路上喫煙やポイ捨てが多数確認された  
(北新地駅南側周辺 午前11時45分頃)



喫煙所(赤枠)が整備されているエリアにおいて、路上喫煙者やポイ捨ては確認できなかった  
(天下茶屋駅東口周辺 午前9時頃)

## 高まる失火リスク～ボヤも発生

- ・ さらに、失火リスクも高まっており、実際に2025年1月には、**市内の商店街でタバコのポイ捨てが原因とみられるボヤも発生**しており、対策が急がれる状況である。 (※1)

(※1) MBS NEWS 「商店街にタバコポイ捨て後に火の手「アーケードにうつって商店街が終わるんじゃないかと」 大阪市北区の商店街で火事 大阪・梅田 (2025年1月16日)」 <https://www.youtube.com/watch?v=qkj5u6NhpYA>

# 市に寄せられた市民の声

## 喫煙所の増加を求める市民の声

- このような実態を受け、大阪市民からは、大阪市の広聴サービス「市民の声」に**喫煙所の設置を求める意見**等が寄せられている。

2025年1月27日の市内全域路上喫煙禁止条例の改正が行われてからは、43件（※1）の意見が寄せられている。



[トップページ](#) > [市会](#) > [市民に意見・要請する方法](#) > [お寄せいただいた「市民の声」](#) > [議題へ戻る](#)

※1：大阪市「市民の声」ホームページでの検索画面で「喫煙」と入力して得られた件数。（検索日：2025年10月8日）

### 【 喫煙所の数について】

ページ番号 : 648668 2025年4月1日

#### 市民の声

令和7年1月27日から大阪市内全域が路上喫煙禁止となり、「たばこを吸われる際は各喫煙所をご利用ください。」とのことですが、喫煙所ありません。

必要な数だけ喫煙所を作つてから路上喫煙禁止ではないですか。

特に繁華街には相当数喫煙所が必要です。早くたくさん作つてください。

#### 市の考え方

大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するとともに、大阪・関西万博の開催を見据え国際観光都市にふさわしい環境美化を推進すること目的として、令和7年1月27日より市内全域で路上喫煙を禁止しています。

上述の目的を達成していくため、分煙環境の整備や、道路・公園などへの表示物の設置、市民や来阪者への周知、啓発指導体制の強化などの取組を進めているところです。

分煙環境の整備としては、民間事業者の協力もいただきながら、誰でも無料で利用できる大阪市指定喫煙所（以下「指定喫煙所」という。）の確保に加え、法令を遵守しながら喫煙できる飲食店や商業施設等の情報提供（以下「情報提供喫煙所」という。）にも取り組んできたところであり、市内全体では、令和7年1月27日時点で、指定喫煙所と情報提供喫煙所を合わせて300か所以上確保しています。

今後とも、改正条例施行後の路上喫煙の実態を確認、検証のうえ、更なる分煙環境の整備など必要な対策を講じてまいります。

#### 「市民の声」の一例

- 大阪市会には、市民から喫煙所の設置を求める陳情書が多数提出されており、その数は**令和7年度だけでも、5月市会で22件、9月市会で22件、合計44件**となっている。
- その内容の多くは、特定のエリアに喫煙所設置を求めるものであったが、中には路上喫煙禁止条例の廃止（または改正前の内容に戻すこと）や喫煙所の清掃強化、更には喫煙可能特区を求めるものもあった。なお、これらの陳情のうち、9件が採択されている。
- 市民から喫煙所の設置を求められたエリアについては、次ページの地図上にて示したとおりであるが、**市内の至る地域において、喫煙所の設置が求められている状況**である。

# 市民から喫煙所の設置を要望されているエリア

令和7年5月及び9月市会に付託された市民からの陳情において、  
喫煙所の設置が要望されたエリア



出所:地図データは大阪市の「マップナビおおさか」

喫煙所設置要望エリアは、令和7年5月市会及び9月市会に付託された陳情書より抜粋

- 市役所及び24区役所敷地内
- 大阪天満宮駅周辺
- 道頓堀
- 阪急淡路駅前
- 西心斎橋地区
- 淀屋橋駅周辺
- 大正、西九条、弁天町至近
- 北浜駅周辺
- 新今宮駅周辺
- 上新庄駅周辺
- 北新地
- 堀江地区(西長堀駅周辺)
- あびこ駅
- 今里駅
- 森ノ宮駅周辺
- 平野区喜連東1丁目
- 天満橋から谷町四丁目
- 谷町六丁目
- 千日前
- 十三駅周辺
- 新大阪駅周辺
- JR長居駅周辺及び長居本通り商店街
- 桜川駅周辺
- 生野センター街
- 住之江公園駅周辺
- JR放出駅
- 北田辺駅周辺
- 粉浜駅周辺
- 平野駅周辺
- 衣摺加美北駅周辺
- 加美南中学校付近
- 東淀川区豊里3丁目付近
- 長居公園内

(順不同)

# 他自治体における分煙環境整備の状況

## 喫煙所へのアクセスが悪い大阪市

- 東京都千代田区は、2002年10月に全国で初めて、路上喫煙等を禁止するとともに、違反行為に対して罰則を科する条例を制定した。
- 条例策定当初は、歩行者の往来の激しい駅周辺や通学路がある地域など、路上での喫煙行為により他の歩行者に対する迷惑・危険のおそれがある区域として、皇居を除く千代田区の面積の30パーセントが指定されていたが、2020年4月1日からは千代田区全域が指定されている。
- 2025年現在で、大阪市と東京都千代田区の喫煙所設置状況を比較すると、下表のとおりとなる。**大阪市は千代田区の面積の19倍以上あるにもかかわらず、喫煙所は2倍強しか設置されておらず、1つの喫煙所がカバーする面積も大きく異なっている。**

自治体名	面積(km <sup>2</sup> )	喫煙所数(箇所)	1喫煙所がカバーする面積	喫煙所までの最遠距離(推定)
大阪市	225.33	383 <sup>※1</sup>	0.59km <sup>2</sup>	約430m
東京都千代田区	11.66	167 <sup>※2</sup>	0.07km <sup>2</sup>	約150m

- 具体的なイメージとして、千代田区では歩いて2分もかからぬうちに喫煙所にたどり着けるが、**大阪市では5分以上歩かないと喫煙所にたどり着かないと**いうことになる<sup>(※3)</sup>。大阪市内では、**乗降客数が1万人以上の駅で、喫煙所までの距離が約1キロ(徒歩12分)以上あるところが6箇所も存在する**(阪急神崎川駅・メトロ横堤駅・阪神福駅・JR鴨野駅・阪急相川駅・阪神千船駅)。
- 総務省が2024年10月に公表した調査結果によると、分煙設備(喫煙所等)を設置すれば、路上喫煙の減少、ポイ捨ての減少、分煙意識の向上などの効果があるとされている。<sup>(※4)</sup>
- 一概には断定することはできないものの、大阪市のような喫煙所へのアクセス性の低さが、路上喫煙を誘発していると推察される。
- 厳しいといわれているシンガポール(含む各国)でも、路上喫煙禁止エリアにおいて喫煙所を徒歩2-3分おきに設置している。<sup>(※5)</sup>

※1:大阪市「路上喫煙対策の実効性の向上に向けた実態把握・検証について～中間とりまとめ～」(令和7年9月)

※2:千代田区「千代田区喫煙所マップ」(令和7年4月)

※3:喫煙所の最遠距離(推定)は、「1喫煙所がカバーする面積」を円と仮定したときの半径を算出。その距離を80m/分で除すると、大阪市は約5.6分、千代田区は約1.9分となる。

※4:総務省自治税務局市町村税課「分煙施設にかかる整備方針の策定及び整備状況等に関する調査結果及び参考事例集の送付について」(令和6年10月11日) [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000975206.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000975206.pdf)

※5:The National Environment Agency Orchard Road No Smoking Zone <https://www.nea.gov.sg/ORNSZ>

# 大規模事業者と均衡のとれた環境整備の必要性

## イコールフッティングな環境整備が必要

- 2022年のレポートでは、商店街には喫煙者も非喫煙者も隔てなく訪れる中、街なかや商店街等への喫煙所整備が十分に進まないままの状況で路上喫煙が禁止されると、**分煙環境が整備されている大規模事業者に客足が流れる可能性**を指摘した。
- 2025年の条例改正により、実際にそのような可能性が引き起こされる状況に至っており、今後、商店街を中心とした「商都・大阪」のにぎわいの維持に影を落とすことが懸念される。
- したがって、分煙環境の整備に際しては、**大規模事業者とイコールフッティングな環境整備**が求められるところである。

### 路上喫煙全面禁止と喫煙所の設置について

松井一郎市長は2022年3月4日の大阪市会で、令和7年に開幕する大阪・関西万博を見据え、大阪市内全域で路上喫煙禁止を同年1月をめどに実施すると表明。<sup>※3</sup>  
**大阪市内全域での路上喫煙禁止とそれに伴う、喫煙所の設置**について議論されはじめている。



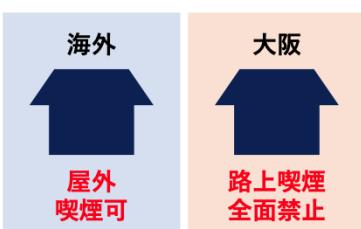
商店街のお客様には喫煙者の方も非喫煙者の方もいらっしゃるので、どちらのお客様にも楽しんでお買い物やお食事を楽しんでいただけるよう、「**分煙環境**」の整備が必要である。

分煙環境の整備のためには、喫煙所の整備は不可欠であり、「**十分な喫煙所の整備**」と「**路上喫煙全面禁止**」は車の両輪である。なお、東京都千代田区や渋谷区では、昼間人口に見合った分煙対策として、一定数の公共喫煙所の整備を進めている。<sup>※4</sup>

十分な数の喫煙所の設置を行わないまま、路上喫煙全面禁止に踏み込むことは、街の環境美化の観点からも問題であるし、お客様にとってご不便をおかけすることになる。

これまで商店街では店舗前に喫煙所を設置して、定期的に清掃するなど自助努力も行ってきたが、路上喫煙全面禁止になると、こうした自主的な喫煙所も撤去せざるを得ない。

さらに、**喫煙環境（分煙環境）が既に整備されている商業地区との不均衡**が生じ、ビジネス上の悪影響がもたらされる可能性を懸念している。



また、海外では屋内の受動喫煙を理由とした禁煙対策が先行しているが、**屋外は原則喫煙可能**であり、過去の万博会場でも会場の屋内は全面禁煙。屋外については事実上喫煙可能で運営されており、罰則規定もなかった。

「路上喫煙全面禁止」となると、インバウンドの再開や来るべき大阪・関西万博で来阪した訪日観光客の喫煙者との間で、**喫煙場所をめぐってトラブル**が発生する可能性も否めない。

※3 大阪市全域で路上喫煙禁止へ 令和7年1月にも、万博見据え（産経新聞 2022年3月4日）  
<https://www.sankei.com/article/20220304-TX5YMAXCDFNQFC53EUQ6UJEAE/>

※4 昼間人口54万人…若者・外国人に人気の渋谷区が進める「分煙対策」（日刊ゲンダイ 2022年10月25日）  
<https://www.nikkan-gendai.com/articles/view/lifex/313353>

# 試算結果

## 大阪市内に必要な喫煙所数の算出

本年1月に実施された大阪市内における路上喫煙全面禁止化の現状や課題、インバウンド観光客の増加等を契機としたポストコロナ禍における人流の復活、大阪市や市内の商店街等が独自に行ってき取組等に言及した。これらを踏まえ、大阪市内に設置が必要な喫煙所の数を新たに以下の通り試算した。

### 大阪市内において必要な喫煙所数は**837箇所**との試算

尚、本調査の箇所数は商店街への悪影響を考慮した最低限の数値であり、市内全域での環境美化を担保する場合は、今回の数値の数倍程度の箇所が必要。

#### 使用データ

- ① 大阪市による各駅乗降客数（Osakaメトロ以外は各駅乗員客数）。
- ② KDDI Location Dataの「移動滞在データ」に基づき、大阪市内を500mメッシュ（四方）に分割し、それぞれ24時間の滞在人口（3分間）を算出（2025年5月の最大値）。
- ③ インバウンド関係の調査情報をもとに観光地に設置箇所を加算。

#### データ整理方法

- (A) 乗降客数1万人以上2.5万人未満の駅：必要喫煙所数1箇所。以降、2.5万人単位で必要喫煙所数を1つずつ増加。※乗降客数1万人未満は除外。
- (B) KDDI 500mメッシュの滞在人口最大値をリスト化。1万人以上2.5万人未満のメッシュ：必要喫煙所数1箇所。以後、2.5万人単位で必要喫煙所数を1つ増加。※1万人未満のメッシュは除外。
- (C) 上記(A) (B) の2データについて、メッシュと駅が重複している場合、メッシュ内の必要数と、そこに含まれる駅の必要総数を比較し、多い方を採用。
- (D) インバウンドによる滞在人口増について、大阪府に「大阪府地域別 延べ宿泊者／令和6年（1月～12月）」の365日平均値「約65,000人」が、公益財団法人大阪観光局「訪日外国人旅行者の動向把握に向けた関西空港出口調査／2023年度10月版」の大坂府域の訪問施設トップ10を周遊したとの前提で、各3箇所を加算。

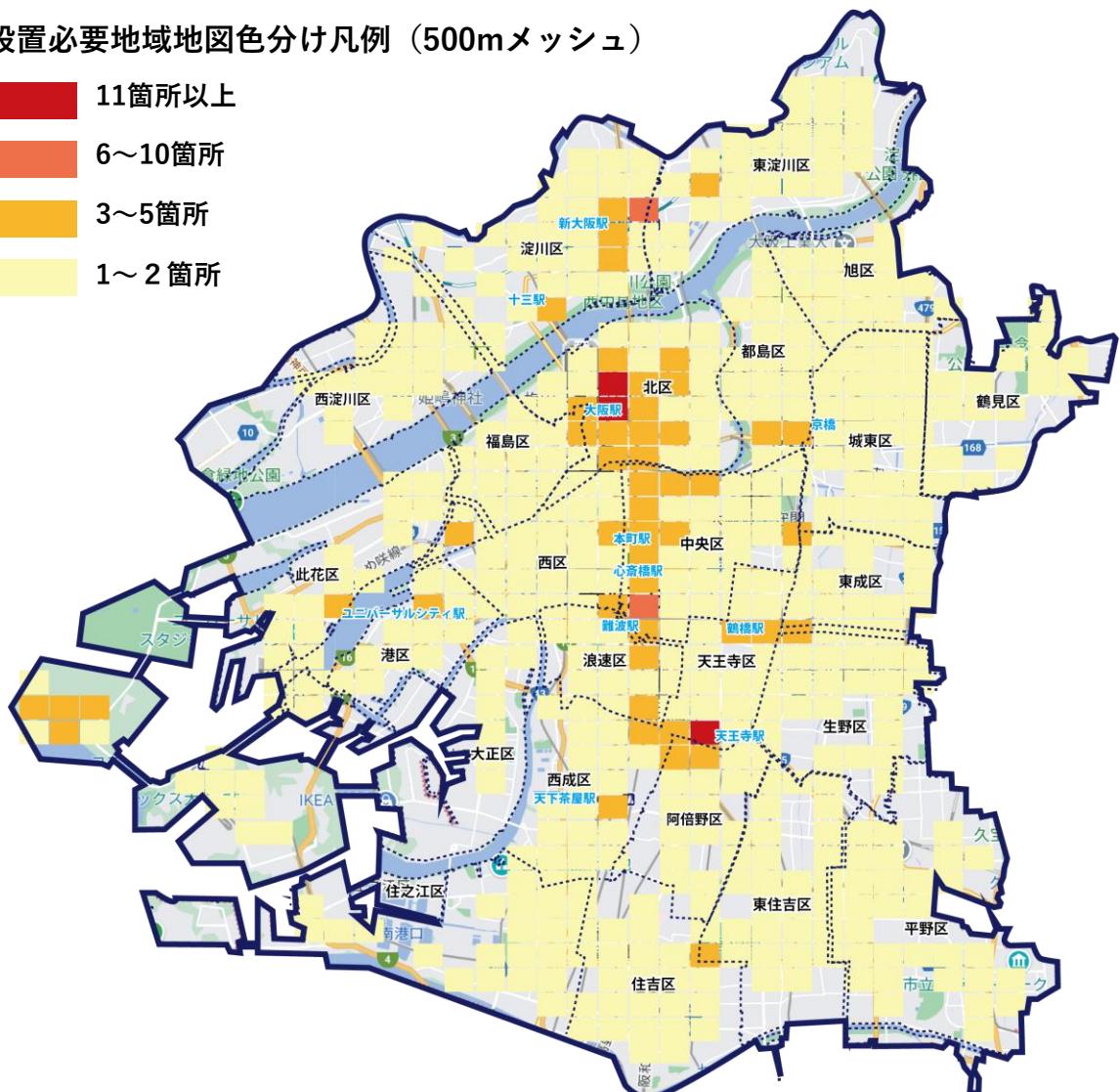
- (A)駅:275箇所 (B)メッシュ:741箇所 合計:1061箇所  
(C)重複個所:209箇所 (D)インバウンド加算:30箇所

$$(A)+(B)-(C)+(D) = 837\text{箇所}$$

# 喫煙所設置必要地域マップ

## ■ 喫煙所設置必要地域地図色分け凡例 (500mメッシュ)

- 11箇所以上
- 6~10箇所
- 3~5箇所
- 1~2箇所



## (参考)区ごとの設置必要数

旭区	阿倍野区	生野区	北区	此花区	住之江区	住吉区	城東区
15	26	34	109	47	28	26	40
大正区	中央区	鶴見区	天王寺区	浪速区	西区	西成区	西淀川区
9	95	21	36	35	30	27	18
東住吉区	東成区	東淀川区	平野区	福島区	港区	都島区	淀川区
32	17	35	30	21	26	25	55

## (参考)インバウンドに配慮した加算設置数

道頓堀	3	梅田スカイビル空中展望台	3
大阪城	3	通天閣 (新世界)	3
ユニバーサル・スタジオ・ジャパン	3	海遊館	3
日本橋	3	あべのハルカス	3
黒門市場	3	天王寺動物園	3

# 必要な方策の全容

## 早期かつ着実に実現するための 2 方策

### 試算の結果

- ・ 大阪市内で一定の分煙環境が整ったとするには、**合計で837箇所の喫煙所の設置が必要**と試算。
- ・ また、重点的に設置すべきエリアについては、今後のインバウンドの状況を鑑み、特に**観光客増が顕著である中央区・北区等の観光施設及びその近隣駅等**での喫煙所設置が急務であることを提示。
- ・ これまでの分析や試算を踏まえ、今後、大阪市内において、可能な限り早期かつ確実に整備するためには、以下の 2 つの方策を推進していく必要がある。

### 取るべき方策

#### 喫煙所の設置を早期かつ着実に 進めていくための方策

方策①

方策②

スペック（仕様）に  
こだわらない  
地域特性に応じた  
喫煙所の設置

喫煙所の円滑な開設  
及び  
維持管理のための  
確実な資金支援の実施

## スペック（仕様）にこだわらない 地域特性に応じた喫煙所の設置

- ・ 大阪市では、市自らが喫煙所を設置する場合の基準として、「大阪市公設喫煙所設置基準」（以下、「設置基準」という。）を設けており、**「閉鎖型喫煙所」の設置を基本とするなど、非常に厳しい基準が適用**されている。
- ・ また、民間事業者等が設置し、公共の用に供し、無償で一般に開放され、誰もが利用できる喫煙所を「大阪市指定喫煙所」として指定しているが、この指定基準においても、「開放型喫煙所」の要件としてパーティションの高さが2.5m以上必要など厳しい要件になっている。
- ・ しかし、**設置するエリアによっては、「オーバースペック」となっている可能性がある。**
- ・ 本指針の徹底によって分煙環境の整備が進まない事態が生じれば、路上喫煙禁止ルールを守ろうとする人々に、結果として違反を余儀なくさせてしまうことになりかねず、逆効果といえる。
- ・ 中心部の繁華街や主要駅周辺など、路上喫煙防止条例第1条に定める「たばこの煙火による不快感及び火傷等の被害」が生じる蓋然性が高いエリアでは、現行の設置基準を維持することには妥当性がある。
- ・ 他方、設置場所と周辺との立地環境によっては、以下の事例のように、**より簡易な構造での設置を進め、喫煙所の「量」を早期かつ確実に増やす**ことも重要である。

### 簡易な喫煙所の設置事例



JR住道駅前  
(大阪府大東市)



京阪樟葉駅前  
(大阪府枚方市)



オーチャードロード  
(シンガポール)

# 喫煙所の円滑な開設及び 維持管理のための確実な資金支援の実施

- 大阪市では、指定喫煙所の設置を進めるために、2023年度から「**大阪市指定喫煙所設置経費等補助金**」の制度を設けており、2024年度末までの交付実績は、123箇所の喫煙所設置に対し**合計836,361,000円が支出**されている。<sup>(※1)</sup>
- 2025年度においても、9月から当該補助金の受付が開始されているものの、今年度に限定すれば、「路上喫煙対策の実効性の向上に向けた実態把握・検証について～中間とりまとめ～」<sup>(※2)</sup>を受けて、重点エリアへの新規開設と維持管理（5年間）だけが補助対象となっており、重点エリア以外の設置や、既存喫煙所の改修整備については、補助対象外となっている。
- 喫煙所新設に関する補助金について、東京都千代田区の制度<sup>(※3)</sup>と比較すると、補助対象となる施設の違いがあるものの、**大阪市の補助金は、特に維持管理の面で十分な補助が行われていると言い難い。**
- また、千代田区は1回限りであるものの、地域との共生に資する経費についても、補助対象としている。（次ページ参照）
- 千代田区も大阪市も、屋内喫煙所やコンテナ式などの屋外閉鎖型や、厳格な基準をもとにした屋外開放型での整備となっているが<sup>(※4)</sup>、前ページで触れた、**簡易な形式での屋外開放型喫煙所の設置についても、設置条件が適切であることを条件に補助対象とすることも、十分に検討の余地がある**と言える。
- 例えば、千葉県市川市では商店街が設置する「修景施設」（この中に「灰皿」が含まれる。）の新設に上限100万円（補助率1/2）、修繕に上限50万円（補助率1/2）の補助金を交付している。<sup>(※5)</sup>

民間の取組により喫煙所を増やすことを目指すのであれば、そのための財政支援は非常に重要であり、補助対象範囲の拡大や補助金額の引き上げなどが求められる。

※1：大阪市環境局提供資料より

※2：大阪市「路上喫煙対策の実効性の向上に向けた実態把握・検証について～中間とりまとめ～」（P3参照）

※3：東京都千代田区「公衆喫煙所設置助成事業」

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/jore/okunaikitsuenjo.html>

※4：大阪市は、一定の要件を満たす屋外開放型喫煙所も補助対象とされている。

※5：市川市商店街共同施設設置等補助金交付要綱

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/common/000096952.pdf>

## 方策②一参考資料

### 【参考】喫煙所設置にかかる大阪市と東京都千代田区の補助制度比較

	大阪市（2025年度）	東京都千代田区
補助対象となる喫煙所	大阪市の指定喫煙所として指定又は指定を予定する以下の喫煙所。 （指定エリア限定） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 屋内喫煙所</li><li>・ 屋外閉鎖型喫煙所</li><li>・ 屋外開放型喫煙所</li></ul>	誰もが利用できる無料の屋内喫煙所（所定用件満たせば屋外も可）であり、以下の条件を満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 千代田区内の公道に面する建物に設置し、直接出入りできる。</li><li>・ 喫煙所の全部または一部を建物の1階に設置する。</li></ul>
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新規整備</li><li>・ 維持管理（5年間限定）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新規整備</li><li>・ 維持管理（期間の定め無し）</li><li>・ 更新</li><li>・ 地域共生事業の実施</li></ul>
補助金額上限 (補助率)	新設：1,000万円（10/10） （地下施設は2,000万円） 維持管理：144万円/年（10/10）	新設：700万円(10/10) 維持管理：264万円/年 （賃料は10/10、それ以外は4/5） 更新：300万円(10/10) 地域共生：200万円(10/10)

（出所）

大阪市「大阪市指定喫煙所設置経費等補助金の申請受付について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000661694.html>

千代田区「公衆喫煙所設置助成事業」

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/jore/okunaikitsuenjo.html>

### 【参考】千葉県市川市「市川市商店街共同施設設置等補助金交付要綱」（抜粋）

#### （補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

##### （1）次に掲げる共同施設の新設

ア 街路灯

イ アーチ

ウ アーケード

エ サインポール、片袖アーチその他の柱状の看板（以下「サインポール等」という。）

オ 修景施設（花壇、噴水、灰皿、街路樹、案内板、ゴミ箱、水飲み場、ベンチ、公衆便所、休憩所等をいう。以下同じ。）

カ その他市長が適当と認める共同施設

（2）次に掲げる共同施設の修繕（共同施設を設置した年度において行われる当該共同施設の修繕を除く。）

[上記ア～カと同じため省略]

#### ○修景施設の新設等に関する補助金額上限（補助率）

新設 100万円（1/2）、修繕 50万円（1/2）

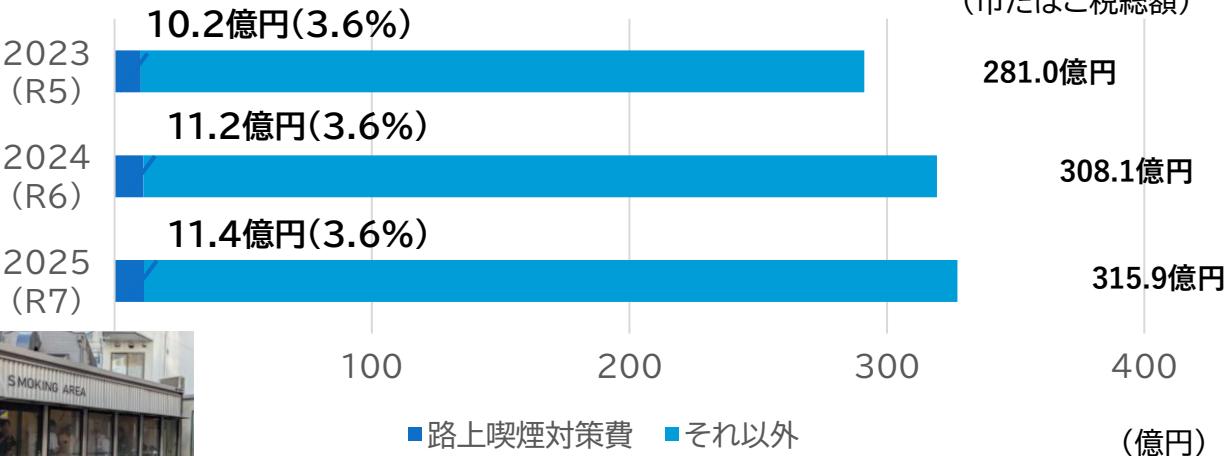
# 財源確保のための取り組み提言

## 「たばこ税」を有効活用した分煙対策

- ・ 上述の取組を着実に実現するためには、相応の財源が必要になることは、論を待たないところである。そこで、**分煙対策を進めるための最適な財源として、「たばこ税」を有効活用することを提示する。**
- ・ 「たばこ税」は、その名のとおり、たばこに課される税金である。たばこの販売価格の約6割は税金となっており、市の歳入（収入）にも大いに貢献しているところである。
- ・ しかし、この「たばこ税」は、目的税（特定の事業目的のために課税・徴収される税金）ではなく、国や自治体の「一般財源」とされているため、喫煙対策以外にも市政運営全般に要する経費に充当されており、大阪市において**路上喫煙対策に充てられているのは全体の約3.6%にとどまっている。**
- ・ 制度上、「たばこ税」の使途は定められていないものの、市民感覚からすれば、**「たばこ税」は「たばこに関する政策」に使われるのが自然である。**
- ・ これまで見てきたように、大阪市内の喫煙所はかなり不足している状況であることを鑑みると、たばこ税収を大いに活用し、より一層の分煙環境の整備を進めていくことが重要であり、市民の理解も得やすいものと考える。
- ・ 尚、「たばこ税による分煙環境の整備」については、総務省からも通知が発信されており、國の方針にも沿ったものであると考える。（※1）

大阪市たばこ税に占める路上喫煙対策費予算

（市たばこ税総額）



大阪市指定喫煙所設置経費等補助金  
の交付を受けて設置された喫煙所  
(天満駅前喫煙所)

出所：大阪市予算書、大阪市環境局の予算

※1：地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について／総務省自治税務局長  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000939971.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000939971.pdf)

# 問い合わせ先

本レポートに関するお問合せは  
下記リンクまたはQRコードからお願いします。

<https://forms.office.com/r/TmFuApJWVc>

